

教育相談員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び「川崎市教育委員会非常勤職員に関する取扱要領」（平成17年3月3日16川教庶第1274号。以下「要領」という。）に基づき、教育相談員について、必要な事項を定めるものとする。

(種別及び職務)

第2条 教育相談員は、要領第2条第2号に規定する第2種非常勤職員とし、次の各号に掲げる職務に従事する。

- (1) 教育相談業務に関すること。
- (2) 総合教育センター教育相談センターとの連携に関すること。

(任用)

第3条 教育相談員は、前条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者から、指導課長（以下「所属長」という。）が選考し、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

2 教育相談員の任期は、原則として1年以内とする。

(定数等)

第4条 教育相談員の定数は2名とし、教育委員会事務局学校教育部指導課に置くものとする。

(身分及び任用の更新)

第5条 教育相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤とする。

2 教育相談員の任用の更新は、規則第5条の規程による。

(退職)

第6条 教育相談員は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）及び職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の適用を受け、退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「再雇用非常勤職員」という。）にあっては、満65歳に達した日以降における最初の3月31日
- (4) 死亡したとき

(守秘義務)

第7条 教育相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間等)

第8条 教育相談員の勤務日は、月曜日から金曜日までの週4日で所属長の指定した日とし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までを勤務を要しない日とする。

2 教育相談員の勤務時間は、1日1時間の休憩時間を除き午前9時30分から午後5時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、職務上これにより難いとき、勤務日、勤務時間及

びその割り振り並びに休憩時間について変更することができる。

(勤務を要しない日の振替)

第8条の2 所属長は、教育相談員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第8条の3 所属長は、教育相談員に正規の勤務時間を越えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、教育相談員に正規の勤務時間を越えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生じるために業務上やむを得ない認められるときは、この限りではない。

(年次有給休暇)

第9条 教育相談員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間(以下「会計年度」という。)の途中で任用された教育相談員については、その会計年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

この場合、5月1日から翌年4月30日までの期間をもって年度とする再雇用非常勤職員については、別表2の任用月について、「4月～9月」を「5月～10月」に、「10月」を「11月」に、「11月」を「12月」に、「12月」を「1月」に、「1月」を「2月」に、「2月」を「3月」に、「3月」を「4月」に読み替えるものとする。

2 第5条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度(直近1年度に限る。)に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第10条 教育相談員に対して、要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第11条 教育相談員は、要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第12条 教育長は、教育相談員が請求した場合において、要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第13条 教育相談員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の月額は、次のとおりとする。

勤務時間	午前9時30分から 午後5時まで (6時間30分勤務)
1週間の勤務日数	
4日	157,200円

- 3 第2種報酬の額は、要領第15条第3項及び第5項に定めるところによる。
- 4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、要領に定めるところによる。
- 5 前各項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第14条 教育相談員が月の途中において任用された場合の当該月の第1種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第17条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

- 2 教育相談員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た額に、第17条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(服務)

第15条 所属長は、教育相談員について、その勤務状況を出勤簿命令簿及び時間外勤務命令簿兼振替命令簿より把握するとともに、その職について任用時に定めた服務が守られるよう指揮監督しなければならない。

- 2 所属長は、教育相談員が服務に違反した場合、心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(第1種報酬の減額)

第16条 教育相談員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第17条 教育相談員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,395円とする。

(費用弁償)

第18条 教育相談員がその職務のため出張するときは、別に定めるものを除き条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号、以下「旅費条例」という。)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第19条 教育相談員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第20条 教育相談員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

2 教育相談員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第21条 健康保険被保険者加入基準に適合する教育相談員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第22条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度所属長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任用期間に関する経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第6条第1項第3号の規程の適用については同号中「満65歳」となるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和22年4月1日以前に生まれた者	満63歳
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた者	満64歳

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1週間の 勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第2（第9条関係）

1週間の 勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4日	7日	3日	3日	2日	2日	1日	1日